

知財から見た長野県の農業

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

農業に関する統計情報（農林水産省発表）を確認すると、長野県は複数の項目で全国第1位、2位になっています。

	区 分	内 容
1 位	農家戸数	約9万戸
	野菜	レタス、セルリー
	花き	カーネーション、トルコギキョウ
	特用作物	わさび
	きのこ	えのきだけ、ぶなしめじ
2 位	そば	そば
	野菜	白菜、加工トマト
	果樹	りんご、ぶどう



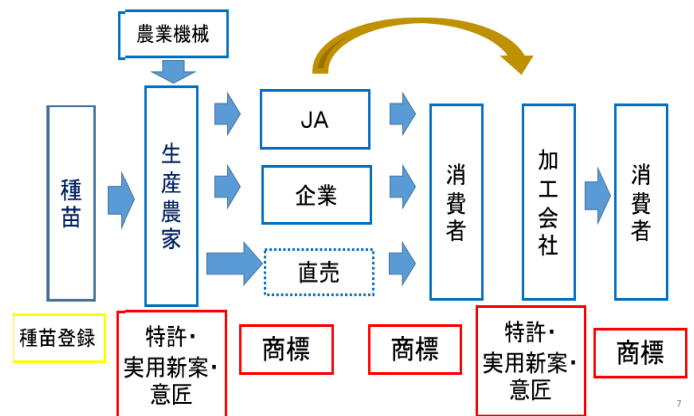
そこで、本稿では、全国及び長野県の農業に関する動向を知的財産面から調査し、考察します。

2. 農業生産品の流れと知的財産権

農業生産品の流れと、そのプロセスで関係する知的財産権を第1図に示します。作物の生産方法や、農業機械メーカー・食品加工会社による商品開発には技術やデザインに係る特許・実用新案・意匠登録の可能性があります。しかし、農作物や加工製品の販売に当たっては商標（名称やマーク）が主体になると思われます。

以下に、特許・実用新案、意匠、商標、種苗登録の動向を確認します。

第1図 農業生産品の流れと知財

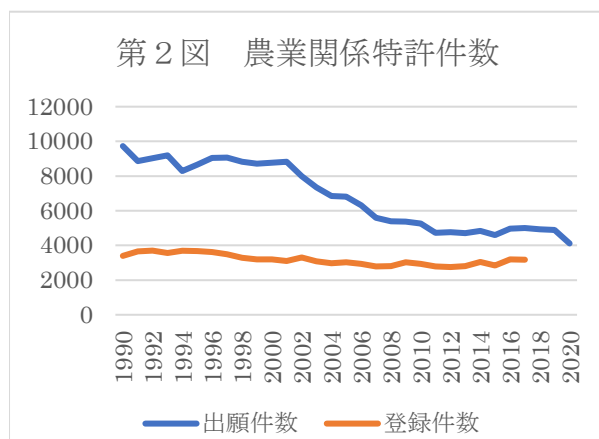


3. 特許・実用新案登録の動向

(1) 全国の出願・登録件数 (第2図参照)

2001年以前はほぼ一定で、以後は漸減状態が続いていましたが、2011以降は再び安定した件数が続いています。

出願件数は20年前よりも半減しているものの、登録は長期に渡りほぼ一定件数が維持されています。これは、出願は絞り込まれているものの、技術レベルが向上している結果と推量されます。

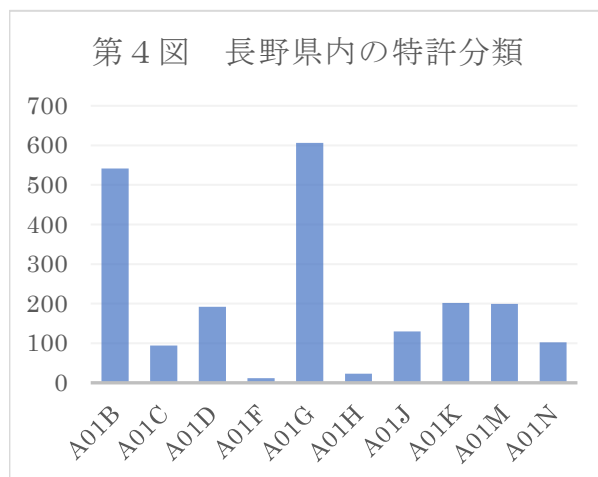
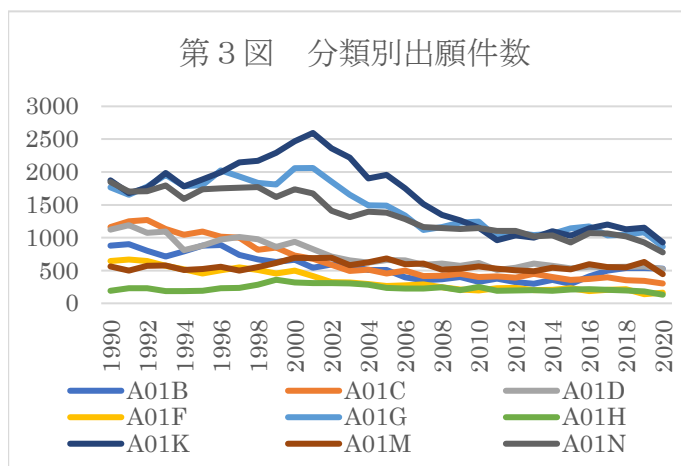


(2) 特許分類別出願動向 (第3図参照)

多くは全体件数と同様の動向ですが、A01M「動物・虫の捕獲・威嚇」とA01H「植物の培養・増殖」は減少が無く、ほぼ一定数が維持されています。動物・虫の捕獲・威嚇や植物の培養・増殖に対して、注目度や重要性が増している現れと思われます。

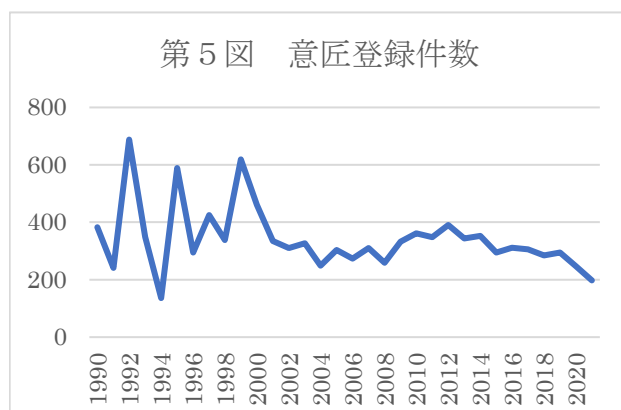
(3) 長野県内の出願状況 (第4図参照)

長野県内出願人による動向はほぼ全国と同様であるものの、A01J「酪農用搾乳機」が全件数の約1割と多く、また同分類では全国の約3割を占めている特徴があります。北信地域の酪農機械メーカーの技術開発促進による効果と思われます。



4. 意匠登録の動向 (全国、第5図参照)

1999年をピークに減少し、現在も徐々に減少しています。動物や植物は意匠登録の要件である“工業上利用することができるもの”に該当しないため、登録は農業機械器具等の工業的な生産品に限られ、農業そのものに関する出願件数は本来的に少ないと思われます。



5. 商標登録について

(1) 出願件数の推移（全国）

2008年に減少したものの、以後は継続して増加しており、特許・実用新案や意匠登録とは異なる傾向になっています。この現象は農業において、商標≒ブランド(ニアリーイコール)として商標登録の重要性の認識が高まっているためと思われます。

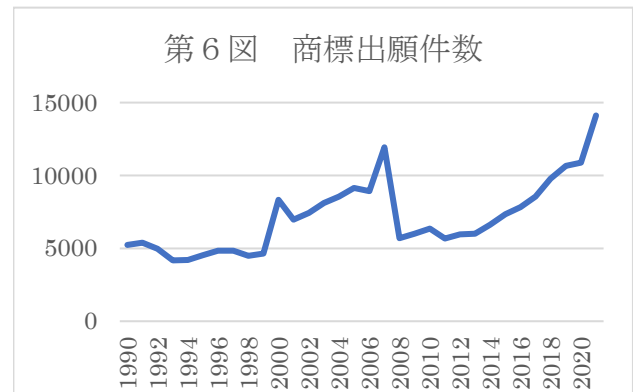
(2) 県内の商標登録例

長野県内の農業生産に関する商標登録例及び登録状況を示します。

第7, 8図：県内自治体及び事業者の登録例

第9図：県内JAの商標登録保有件数

第10図：信州の伝統野菜に選定され、かつ商標登録を有する例



第7図 自治体の登録例



第9図 JAの登録状況

組合	件数	組合	件数
あづみ農業協同組合	1	信州うえだ農業協同組合	5
グリーン長野農業協同組合	2	信州諏訪農業協同組合	4
ちくま農業協同組合	1	須高農業協同組合	10
ながの農業協同組合	9	川上そ菜販売農業協同組合	1
みなみ信州農業協同組合	13	川上物産農業協同組合	1
塩尻市農業協同組合	1	大北農業協同組合	2
共和園芸農業協同組合	1	中野市農業協同組合	17
佐久浅間農業協同組合	5	長野八ヶ岳農業協同組合	2
志賀高原農業協同組合	2	孺恋村農業協同組合	1
松本ハイランド農業協同組合	6	北信州みゆき農業協同組合	1
松本市農業協同組合	1		
上伊那農業協同組合	8		

第8図 民間企業等の登録例



第10図 信州の伝統野菜の登録状況

	認定した野菜	権利者・登録商標
1	上野大根	(諏訪市豊田上野地区)29,31類 5518578号
2	源助蕪菜(飯田蕪菜)	泰阜村商工会 29類(漬物) 4807105号
3	ていざなす	(有)天龍農林業公社 16類 5200179号
4	親田辛味大根	個人(下条村3名) 31類 5290857号
5	あかたつ	南木曾町 29類 5010353号
6	松本一本ねぎ	松本市農業協同組合 31類 5568216

6. 種苗法（育成者権）と商標法

種苗の名称に関しては、種苗法と商標法による登録が考えられます。前者は種苗や収穫物そのものの保護、後者は種苗や収穫物並びに加工品等の名称やマークの保護を目的としています。両者の差異を理解して活用することが望ましく、長期間維持するためには、種苗法は記号等で登録し、加工品を含む販売や営業のための名称（ブランド）は商標登録で保護することが考えられます。

第11図 種苗法と商標法

	種苗法	商標法
対象 (目的)	種苗又は収穫物の保護 ＝そのものの保護 ＝品種の保護	種苗・収穫物と共に加工食品や商品の販売・飲食物の提供の名称・マークの保護 ＝ブランドの保護
期間	登録から最長25年間（果樹等では30年間）の有限であり、延長できない。	10年ごとに更新手続きを行うことにより、無期限に権利を維持することができる。
注意事項	種苗や収穫物の品種名称と商標は重複して登録ができない。いずれかを先に登録した場合、後願の名称は登録されない。	

7. まとめ

以上より農業生産においては、特許・実用新案登録による技術や、意匠登録によるデザインの権利の重要性（需要）は徐々に低下しています。

一方、商標登録件数は急激に増えており、ブランド化が重要視されていることが分かります。「ブランド発祥の地」としてアピールすることも一つの方策ですが、長期的により確実に地域経済に貢献するためには、商品名称の策定と商標登録を推進することが重要と思われれます。

長野県知財総合支援窓口は、知的財産面から産業の発達や企業の活性化を支援致しますので、ご活用をお願い致します。

以上

(原稿作成 2022年8月)